

【資料 1】

議案第 1 号 運賃協議会の開催を要しない軽微な事案について

1 運賃協議会の開催を要しない軽微な事案を定める理由等

令和 5 年 1 0 月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、法第 9 条第 4 項の規定により、運賃等については地域公共交通会議とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催し協議しなければならないこととなりました。本町では、宇美町地域公共交通会議設置条例において、運賃協議会を設置し、運賃等について協議することとしています。国土交通省より、運賃協議会の開催にあたり関係者の事務手続きの負担を軽減し生産性向上を図る観点から、運賃協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方が示されたため、運賃協議会の開催を要しない軽微な事案を協議し、運賃協議会の開催を合理化するものです。

2 運賃協議会の開催を要しない軽微な事案

運賃協議会の開催を要しない軽微な事案について次の通り提案します。

- （1）協議運賃を適用する区域運行において、乗降ポイントの新設や変更、運行エリアの拡大の設定があった場合（運行エリアの拡大により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
- （2）新たな決済手段を追加する場合や既存の決済手段の機能等を追加する場合